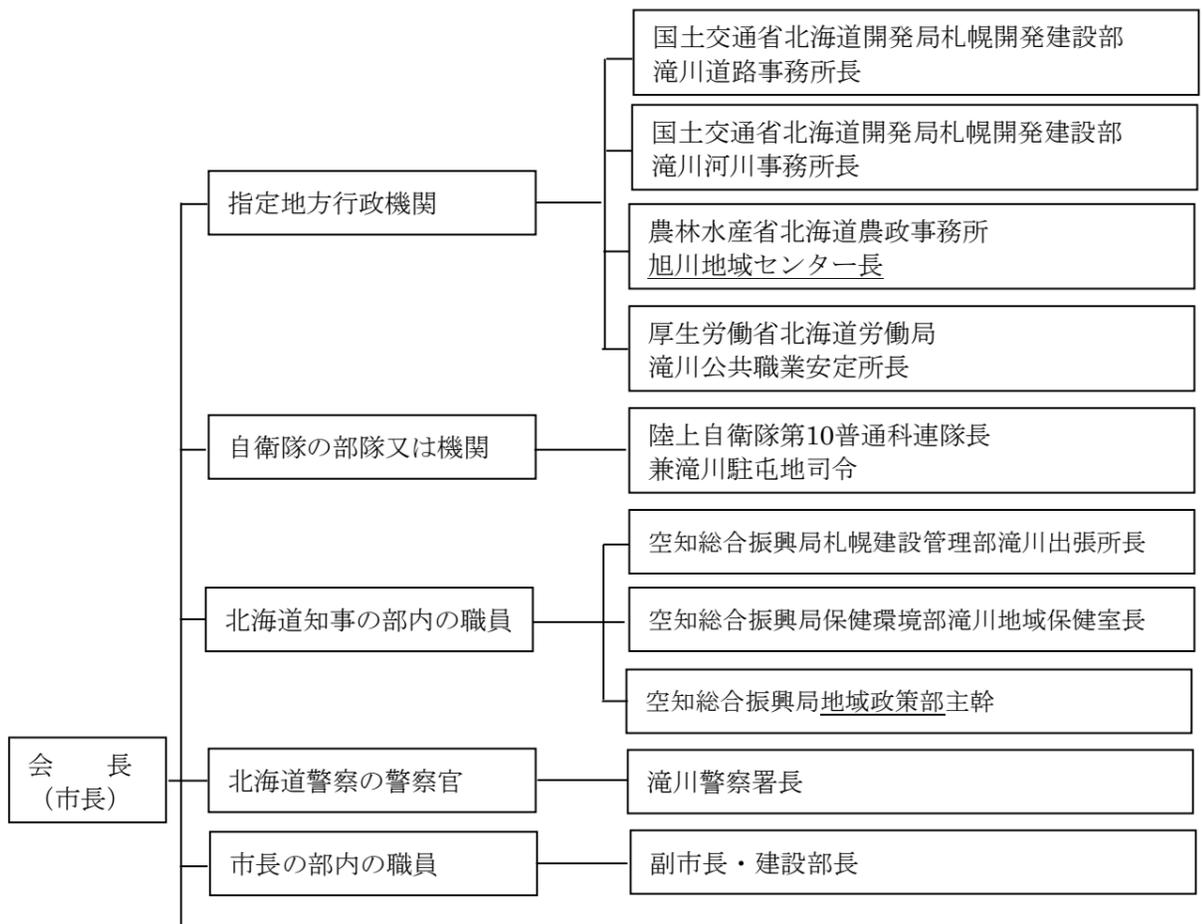


滝川市地域防災計画新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																																	
<p>第1章 総則</p> <p>第4節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <p>(3) 農林水産省北海道農政事務所旭川地域センター</p> <p>ア 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。</p> <p>イ 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。</p> <p>4 北海道</p> <p>(1) 空知総合振興局地域政策部</p> <p>10 公共的団体及び防災上重要施設の管理者</p> <p>(5) 東日本電信電話株式会社北海道岩見沢支店</p> <p>第6節</p> <p>3 災害の概要</p> <table border="1" data-bbox="142 898 1329 1167"> <thead> <tr> <th colspan="3">過去における災害の主な記録</th> </tr> <tr> <th>発生年月日</th> <th>災 害 の 概 要</th> <th>被 害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>H26.7.26 ～7.28</td> <td>低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 総雨量138.5mm</td> <td>中小河川 13か所 道路 9か所 林道 1か所</td> </tr> </tbody> </table>	過去における災害の主な記録			発生年月日	災 害 の 概 要	被 害	(略)	(略)	(略)	H26.7.26 ～7.28	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 総雨量138.5mm	中小河川 13か所 道路 9か所 林道 1か所	<p>第1章 総則</p> <p>第4節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <p>(3) 農林水産省北海道農政事務所旭川地域拠点</p> <p>農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</p> <p>4 北海道</p> <p>(1) 空知総合振興局地域創生部</p> <p>10 公共的団体及び防災上重要施設の管理者</p> <p>(5) 東日本電信電話株式会社北海道事業部</p> <p>第6節</p> <p>3 災害の概要</p> <table border="1" data-bbox="1359 898 2546 1661"> <thead> <tr> <th colspan="3">過去における災害の主な記録</th> </tr> <tr> <th>発生年月日</th> <th>災 害 の 概 要</th> <th>被 害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>H26.7.26 ～7.28</td> <td>低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 総雨量138.5mm</td> <td>中小河川 13か所 道路 9か所 林道 1か所</td> </tr> <tr> <td>H27.10.1 ～10.2</td> <td>低気圧の影響による強風で被害を受けた。 最大風速 18.1m/s 瞬間最大風速28.8m/s</td> <td>一部損壊家屋 2戸 非住家一部損壊 1棟 田 0.1ha 畑 5.0ha 営農施設 2か所 街路樹倒木 17本</td> </tr> <tr> <td>H27.10.8</td> <td>台風第23号による強風で被害を受けた。 最大風速 10.1m/s 瞬間最大風速17.5m/s</td> <td>一部損壊家屋 1戸 非住家一部損壊 3件 街路樹の倒木 8本</td> </tr> <tr> <td>H28.2.29</td> <td>暴風雪により被害を受けた。 (国道12号線 14丁目～深川市音江間 約6時間)</td> <td>通行止め 1路線 雪による立ち往生 15台</td> </tr> </tbody> </table>	過去における災害の主な記録			発生年月日	災 害 の 概 要	被 害	(略)	(略)	(略)	H26.7.26 ～7.28	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 総雨量138.5mm	中小河川 13か所 道路 9か所 林道 1か所	H27.10.1 ～10.2	低気圧の影響による強風で被害を受けた。 最大風速 18.1m/s 瞬間最大風速28.8m/s	一部損壊家屋 2戸 非住家一部損壊 1棟 田 0.1ha 畑 5.0ha 営農施設 2か所 街路樹倒木 17本	H27.10.8	台風第23号による強風で被害を受けた。 最大風速 10.1m/s 瞬間最大風速17.5m/s	一部損壊家屋 1戸 非住家一部損壊 3件 街路樹の倒木 8本	H28.2.29	暴風雪により被害を受けた。 (国道12号線 14丁目～深川市音江間 約6時間)	通行止め 1路線 雪による立ち往生 15台	<p>P 3</p> <p>P 4</p> <p>P 6</p> <p>P 14</p>
過去における災害の主な記録																																			
発生年月日	災 害 の 概 要	被 害																																	
(略)	(略)	(略)																																	
H26.7.26 ～7.28	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 総雨量138.5mm	中小河川 13か所 道路 9か所 林道 1か所																																	
過去における災害の主な記録																																			
発生年月日	災 害 の 概 要	被 害																																	
(略)	(略)	(略)																																	
H26.7.26 ～7.28	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 総雨量138.5mm	中小河川 13か所 道路 9か所 林道 1か所																																	
H27.10.1 ～10.2	低気圧の影響による強風で被害を受けた。 最大風速 18.1m/s 瞬間最大風速28.8m/s	一部損壊家屋 2戸 非住家一部損壊 1棟 田 0.1ha 畑 5.0ha 営農施設 2か所 街路樹倒木 17本																																	
H27.10.8	台風第23号による強風で被害を受けた。 最大風速 10.1m/s 瞬間最大風速17.5m/s	一部損壊家屋 1戸 非住家一部損壊 3件 街路樹の倒木 8本																																	
H28.2.29	暴風雪により被害を受けた。 (国道12号線 14丁目～深川市音江間 約6時間)	通行止め 1路線 雪による立ち往生 15台																																	

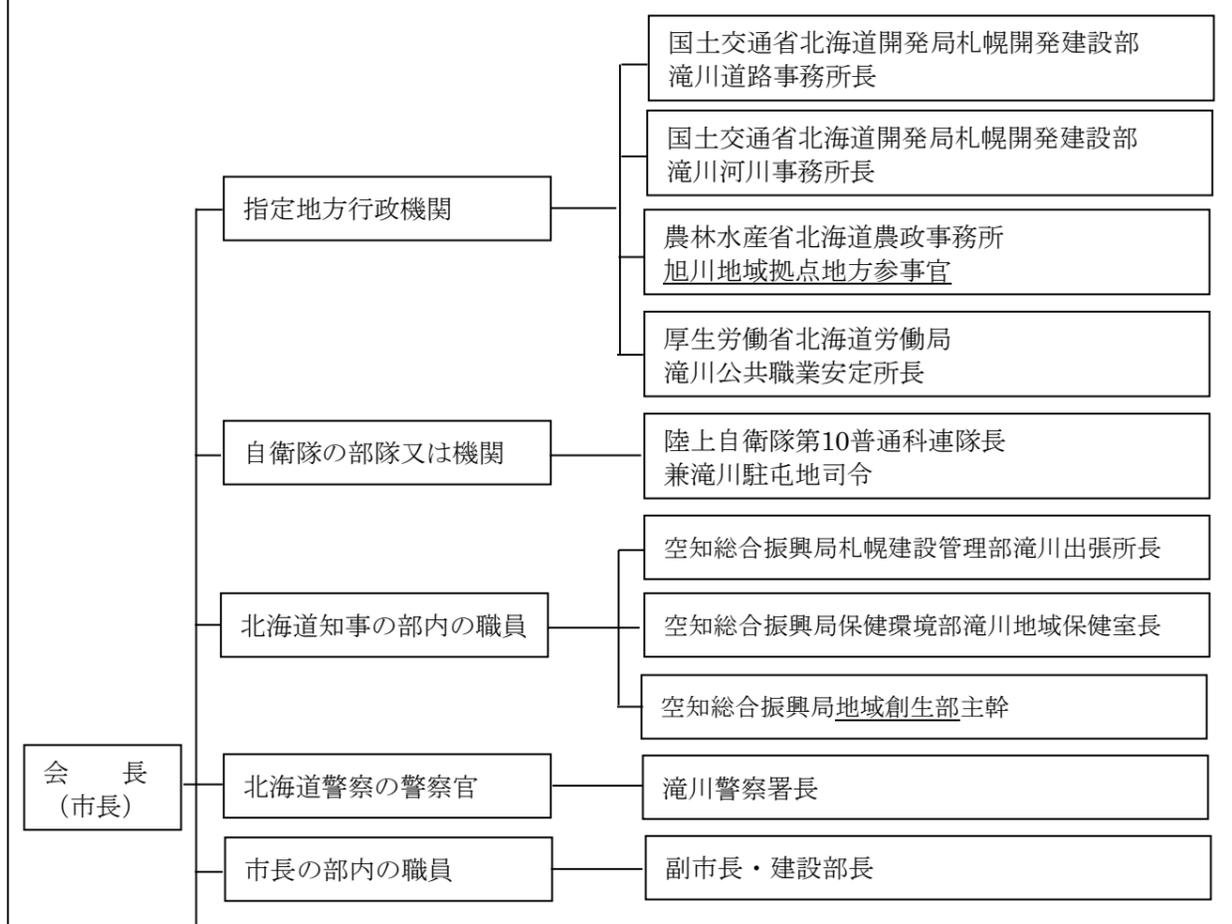
H28. 8. 19 ～8. 24	台風第11号・第9号の影響による大雨で被害を受けた。 (災害対策本部設置) (避難勧告発令 25戸50人) (避難所開設 1箇所 避難者7世帯10人) 累計雨量 236.0mm 日最大降雨量 178.5mm 1時間最大降雨量 29.5mm	床上浸水 2戸 床下浸水 3戸 田 13.6ha 畑 12.0ha 中小河川 6か所 道路 3か所 公園 2か所 文教施設 3か所
H28. 8. 30	台風第10号の影響による強風で被害を受けた。 最大風速 10.2m/s 瞬間最大風速23.0m/s	一部損壊住家 2戸 非住家一部損壊 1棟 田 0.1ha 畑 5.0ha 営農施設 2棟 街路樹倒木 17本 公園樹倒木 3本

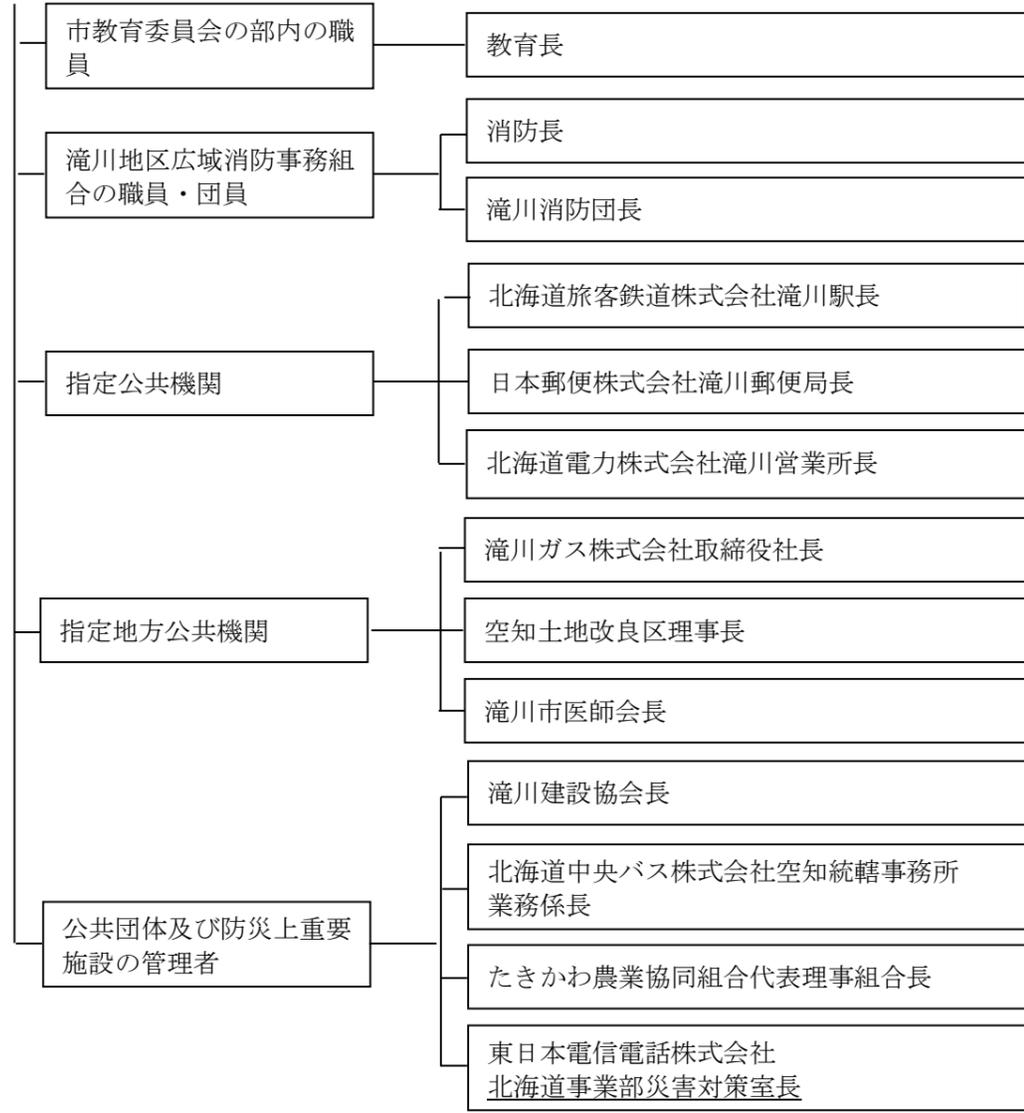
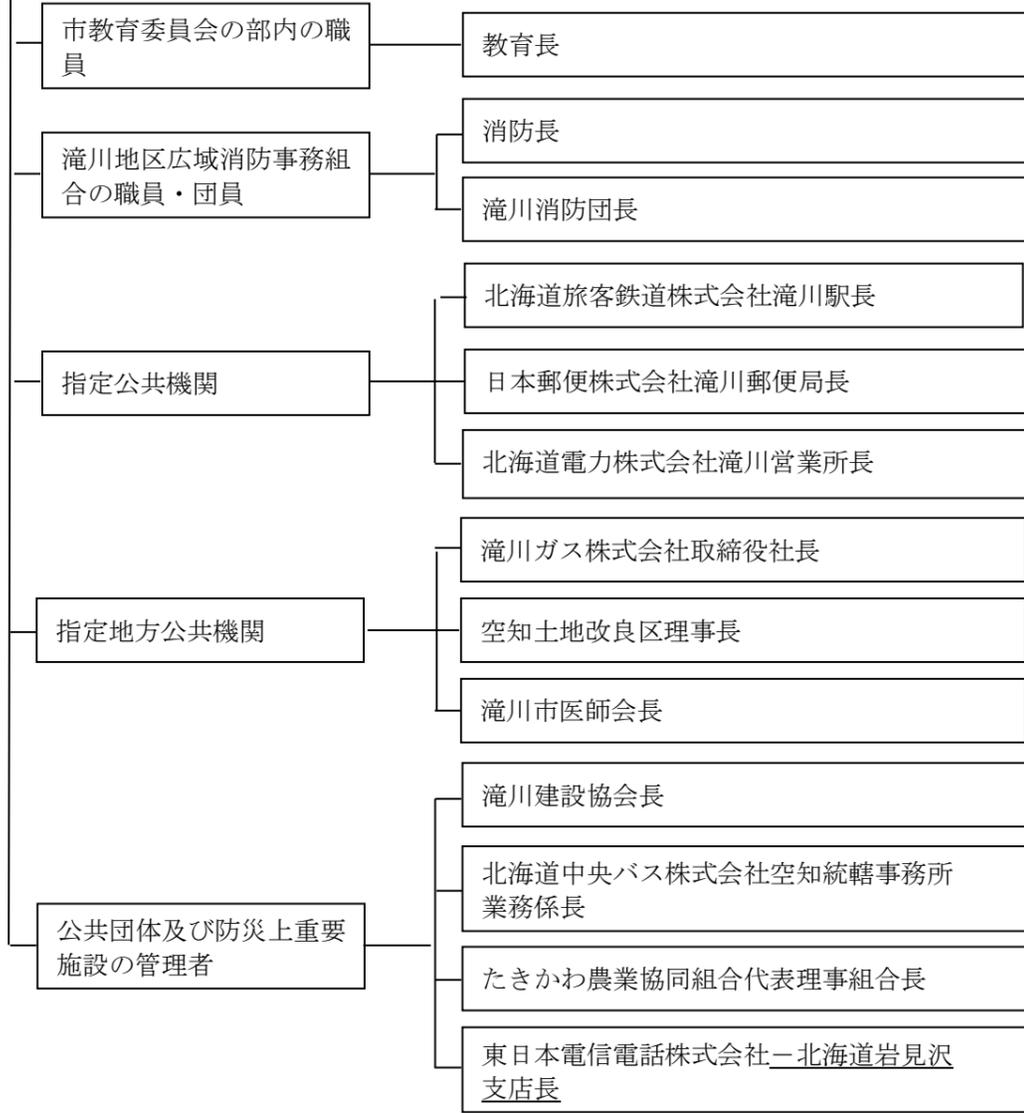
第2章 防災組織
第1節 滝川市防災会議
1 市防災会議の組織



H28. 8. 19 ～8. 24	台風第11号・第9号の影響による大雨で被害を受けた。 (災害対策本部設置) (避難勧告発令 25戸50人) (避難所開設 1箇所 避難者7世帯10人) 累計雨量 236.0mm 日最大降雨量 178.5mm 1時間最大降雨量 29.5mm	床上浸水 2戸 床下浸水 3戸 田 13.6ha 畑 12.0ha 中小河川 6か所 道路 3か所 公園 2か所 文教施設 3か所
H28. 8. 30	台風第10号の影響による強風で被害を受けた。 最大風速 10.2m/s 瞬間最大風速23.0m/s	一部損壊住家 2戸 非住家一部損壊 1棟 田 0.1ha 畑 5.0ha 営農施設 2棟 街路樹倒木 17本 公園樹倒木 3本

第2章 防災組織
第1節 滝川市防災会議
1 市防災会議の組織





第2節 災害対策本部

2 本部の設置基準等

(1) (略)

(2) 本部の設置
(略)

(3) 本部の廃止
(略)

第2節 災害対策本部

2 本部の設置基準等

(1) (略)

(2) 本部の設置場所

本部は、滝川市庁舎に設置する。市庁舎が災害等により被災し本部機能を有しなくなったとき、又はその恐れがあるときは、滝川市スポーツセンターに本部を設置する。

(3) 本部の設置
(略)

(4) 本部の廃止
(略)

別表第1



別表第2

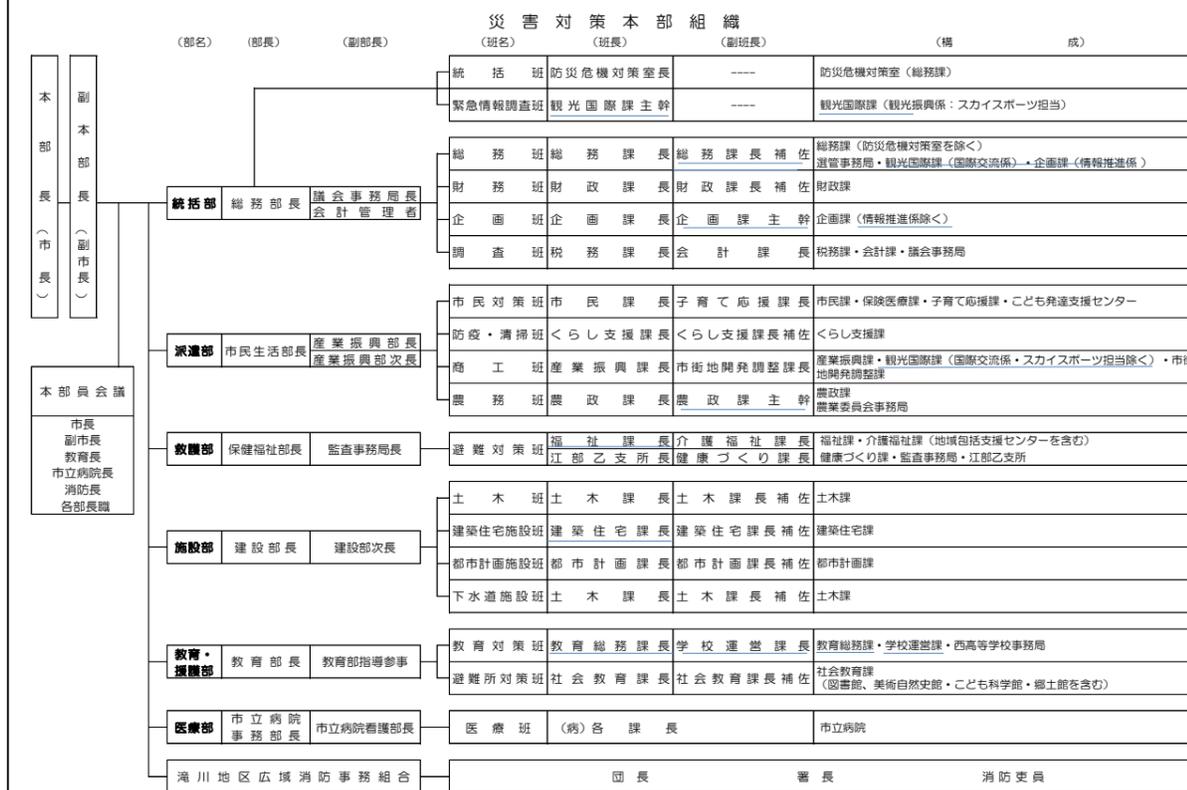
部	班	所掌事務
(略)	(略)	(略)
救護部	避難対策班	1 ～ (略) 11

第4節 住民組織等への協力要請

2 協力創生先と要請事項

団体名	代表者	連絡先	活動内容
(略)	(略)	(略)	(略)
滝川市町内会連合会 連絡協議会	会長	滝川市栄町3丁目6番28号 まちづくりセンター みんくる内 電話74-6210	(略)

別表第1



別表第2

部	班	所掌事務
(略)	(略)	(略)
救護部	避難対策班	1 ～ (略) 11 12 避難行動要支援者の避難に関する事

第4節 住民組織等への協力要請

2 協力創生先と要請事項

団体名	代表者	連絡先	活動内容
(略)	(略)	(略)	(略)
滝川市町内会連合会 連絡協議会	会長	滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所 ぐらし支援課内 電話28-8012	(略)

第3章 災害情報通信計画										
第1節 予報（注意報含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画										
1 予報（注意報含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の種類及び発表基準										
(1) 注意報発表基準										
(略)			(略)							
洪水（流域雨量指数基準）※2			流域雨量指数基準が熊穴川流域で4以上							
(2) 警報発表基準										
(略)			(略)			(略)				
洪水※2			流域雨量指数基準			熊穴川流域で5以上				
第4章 災害予防計画										
第2節 災害危険区域及び整備計画										
1 水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域										
降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢水、堤防の決壊等による災害や大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水による災害が予想され、警戒を要する区域及び整備計画は別表第1のとおりである。										
2 (略)										
3 災害危険区域位置図										
上記1及び2の区域の位置は別図のとおりである。										
第3節 水防計画										
別表第3										
【札幌建設管理部水防警報実施要領による水防警報指定河川】 (平成22年3月基準水位変更)										
水系	河川	名称	基準水位観測所						(略)	
			水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	(略)	(略)	(略)	(略)
石狩川	熊穴川	熊穴川	34.64	35.11	35.37	35.63	(略)	(略)	(略)	(略)

第3章 災害情報通信計画										
第1節 予報（注意報含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画										
1 予報（注意報含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の種類及び発表基準										
(1) 注意報発表基準										
(略)			(略)							
洪水（流域雨量指数基準）※2			流域雨量指数基準が熊穴川流域で4以上 流域雨量指数基準がラウネ川流域で3.2以上							
(2) 警報発表基準										
(略)			(略)			(略)				
洪水※2			流域雨量指数基準			熊穴川流域で5以上 ラウネ川流域で4以上				
第4章 災害予防計画										
第2節 災害危険区域及び整備計画										
1 水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域										
降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢水、堤防の決壊等による災害や大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水による災害が予想され、警戒を要する区域及び整備計画は別表第1のとおりである。										
また、水防法の規定により国土交通省から石狩川水系石狩川下流洪水浸水区域図（想定最大規模の重ね図）が別図2のとおり示された。										
2 (略)										
3 災害危険区域位置図										
上記1及び2の区域の位置は別図1のとおりである。										
第3節 水防計画										
別表第3										
【札幌建設管理部水防警報実施要領による水防警報指定河川】 (平成27年12月基準水位変更)										
水系	河川	名称	基準水位観測所						(略)	
			水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	(略)	(略)	(略)	(略)
石狩川	熊穴川	熊穴川	34.82	35.39	35.93	36.03	(略)	(略)	(略)	(略)

P 30

P 31

P 51

P 53

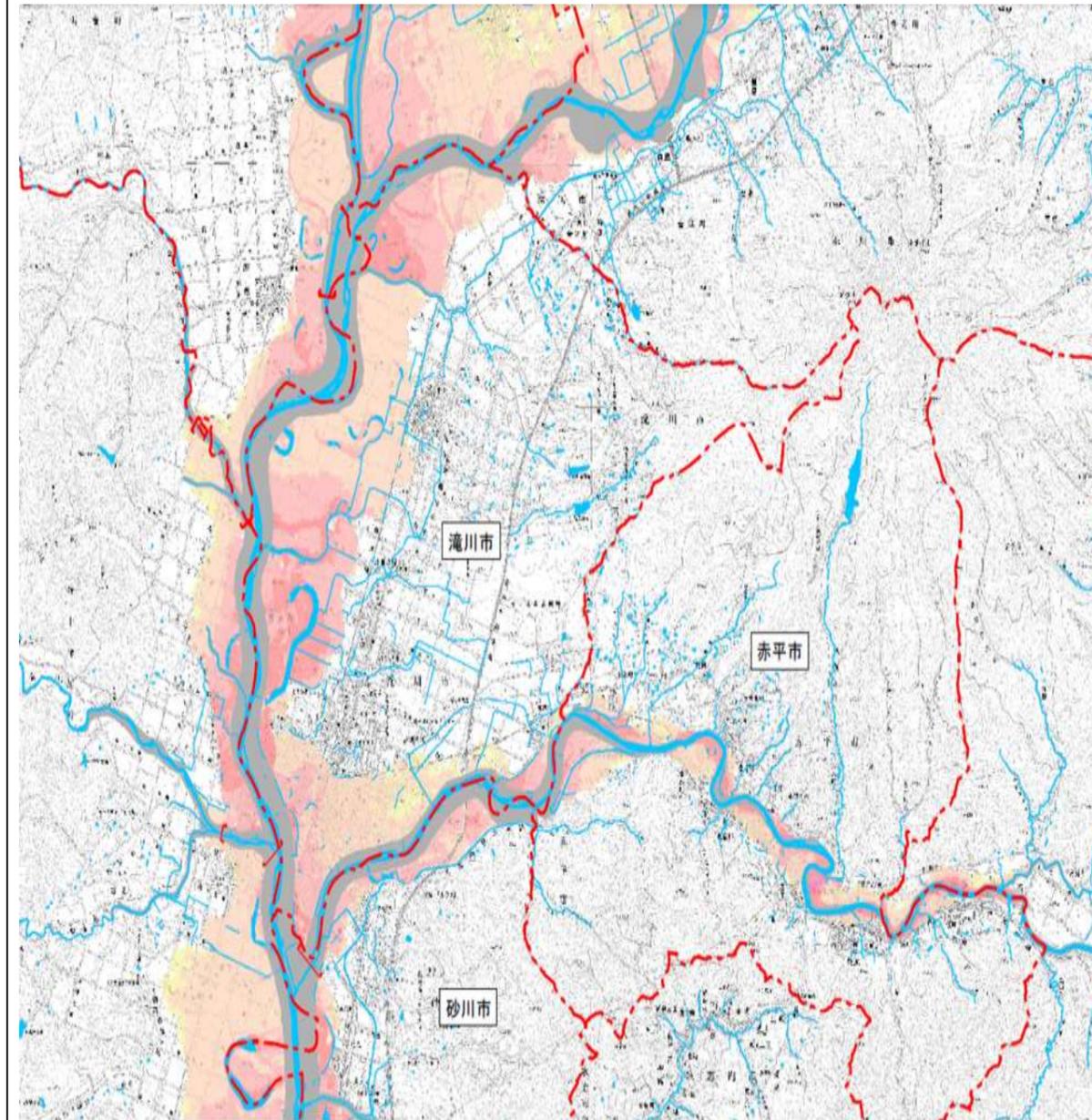
別図

(略)

別図1

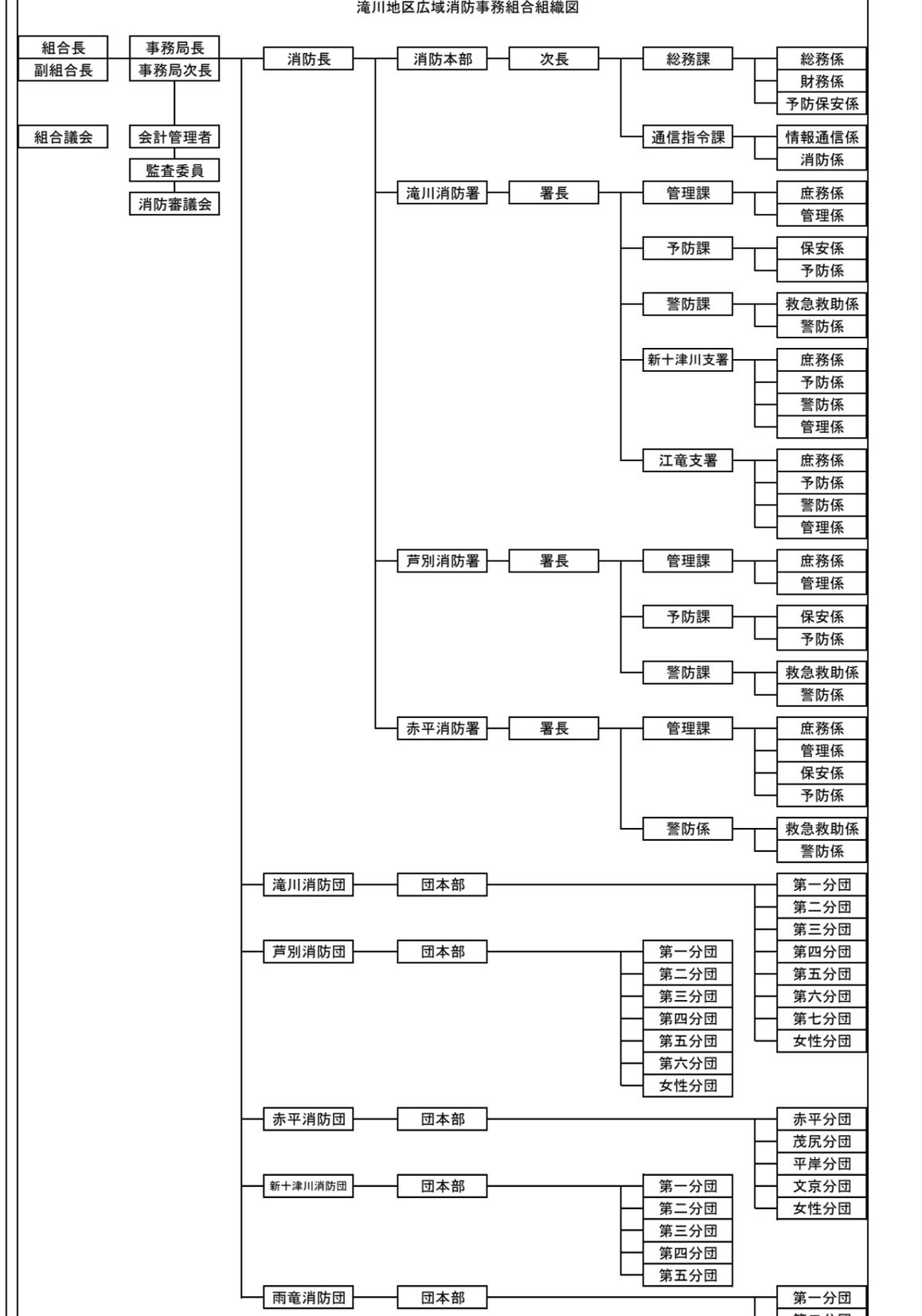
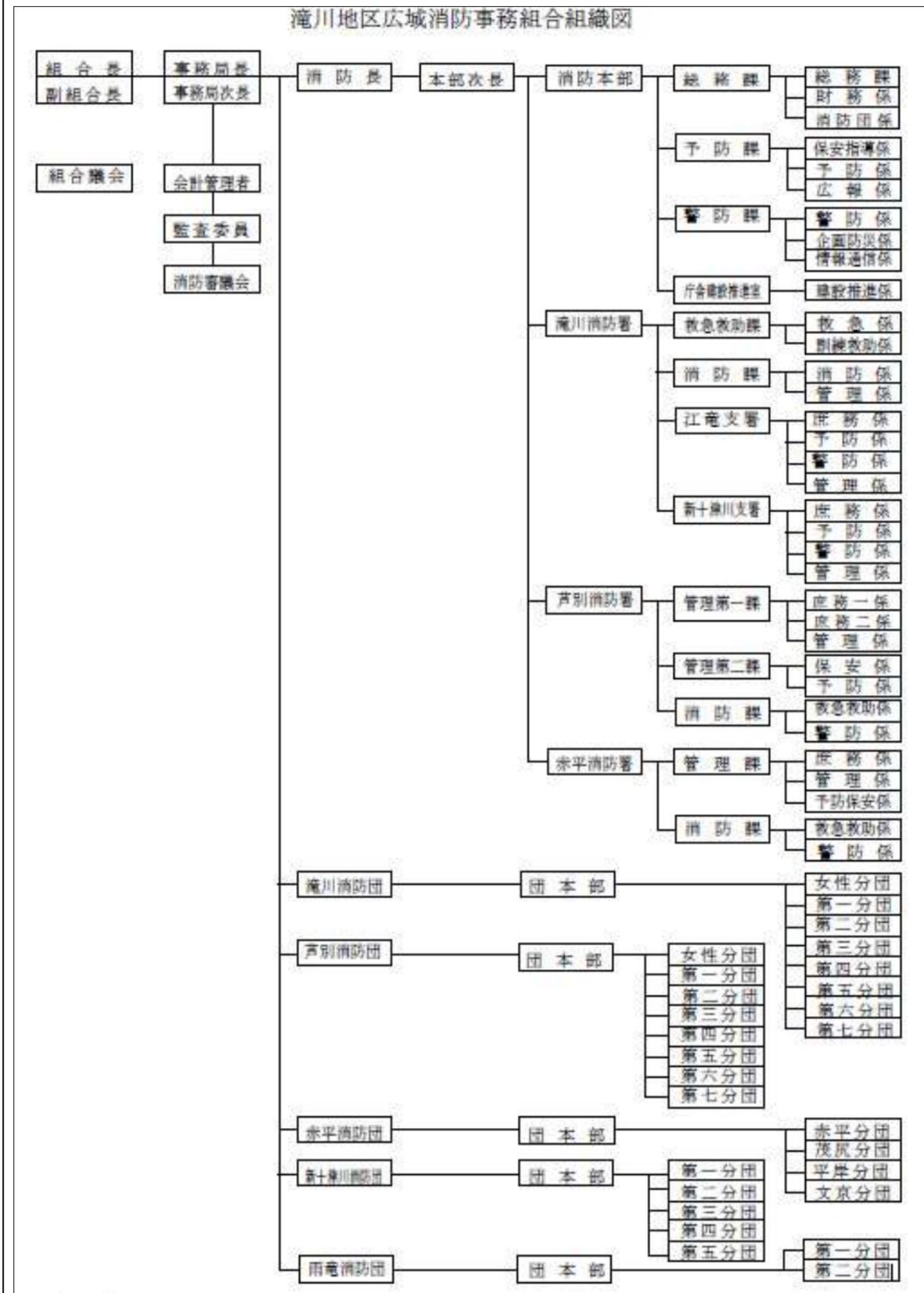
(略)

別図2 石狩川水系石狩川下流洪水浸水区域図（想定最大規模の重ね図）



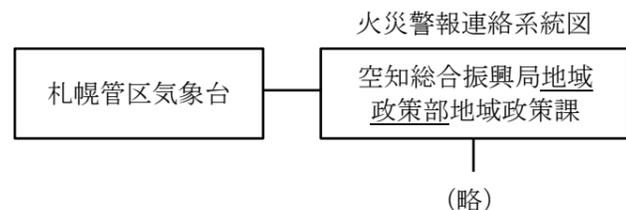
P 54

P 55



第6節 消防計画

別表（3の（5）関係）



第5章 災害応急対策計画

第5節 避難救助計画

- (略)
- (2) 避難勧告及び指示又は避難準備情報区分の基準
 - ア (略)
 - イ 避難指示 (略)
 - ウ 避難準備情報 (略)
- (3) 避難勧告、指示又は避難準備情報の伝達方法 (略)
- (5) 指定緊急避難場所

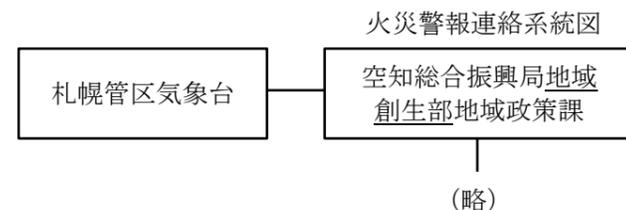
施設名	所在地	指定緊急避難場所			
		洪水	土砂災害	地震	大規模な火事
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
滝川高等学校	(略)	○	-	○	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
滝川スポーツセンター	第1体育館	○	-	×	○
	第2体育館	○	-	○	○

(6) 指定避難場所

避難対象地区	指定避難場所		施設管理責任者	連絡番号
	名称	収容人数		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
北滝の川、滝の川町、屯田町	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>北滝の川地区福祉会館</u>	<u>110</u>	<u>運営委員長</u>	

第6節 消防計画

別表（3の（5）関係）



第5章 災害応急対策計画

第5節 避難救助計画

- (略)
- (2) 避難勧告及び避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始区分の基準
 - ア (略)
 - イ 避難指示（緊急） (略)
 - ウ 避難準備・高齢者等避難開始 (略)
- (3) 避難勧告及び避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の伝達方法 (略)
- (5) 指定緊急避難場所

施設名	所在地	指定緊急避難場所			
		洪水	土砂災害	地震	大規模な火事
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
滝川高等学校	(略)	×	-	○	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
滝川スポーツセンター	第1体育館	○	-	○	○
	第2体育館	○	-	○	○

(6) 指定避難場所

避難対象地区	指定避難場所		施設管理責任者	連絡番号
	名称	収容人数		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
北滝の川、滝の川町、屯田町	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>北地区コミュニティセンター</u>	<u>200</u>	<u>運営委員長</u>	<u>24-7885</u>

P85

P 103

P 105

P 106

第15節 消防防災ヘリコプター活動計画

7 緊急患者の緊急輸送手続き等

(2) 緊急患者の緊急搬送手続き等

ア 市長は、医療機関等から緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局（地域政策部地政策課）及び滝川警察署にその旨を連絡するものとする。

第22節 自衛隊災害派遣要請計画

2 災害派遣要請の手続

(2) 担当部及び要請先

派遣要請は、総務班が行う。

なお、関係書類の提出先は、空知総合振興局地域政策部地域政策課とし、自衛隊の連絡先は、陸上自衛隊滝川駐屯地（第10普通科連隊第3科）とする。

（所在地：滝川市泉町236番地、電話：22-2141内線230）

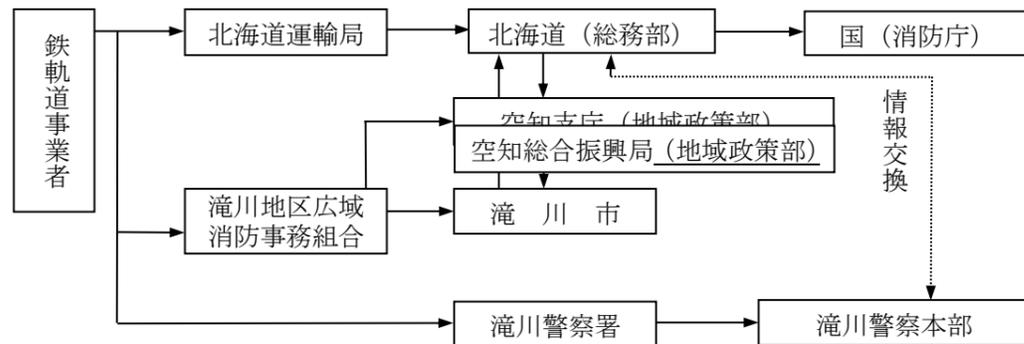
第7章 事故災害対策計画

第1節 鉄道災害対策計画

2 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

(略)



第15節 消防防災ヘリコプター活動計画

7 緊急患者の緊急輸送手続き等

(2) 緊急患者の緊急搬送手続き等

ア 市長は、医療機関等から緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局（地域創生部地政策課）及び滝川警察署にその旨を連絡するものとする。

第22節 自衛隊災害派遣要請計画

2 災害派遣要請の手続

(2) 担当部及び要請先

派遣要請は、総務班が行う。

なお、関係書類の提出先は、空知総合振興局地域創生部地域政策課とし、自衛隊の連絡先は、陸上自衛隊滝川駐屯地（第10普通科連隊第3科）とする。

（所在地：滝川市泉町236番地、電話：22-2141内線230）

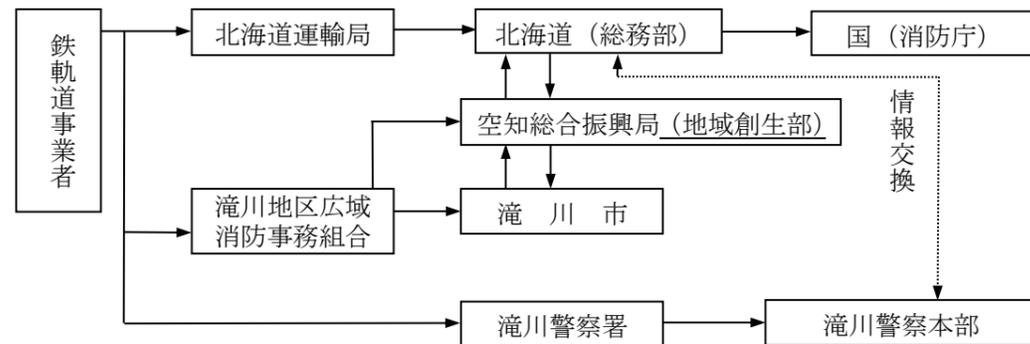
第7章 事故災害対策計画

第1節 鉄道災害対策計画

2 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

(略)



P136

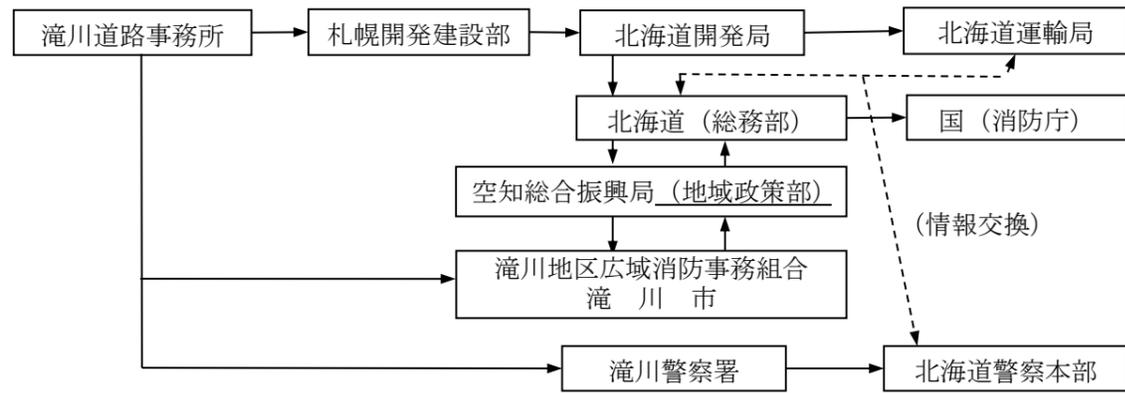
P158

P189

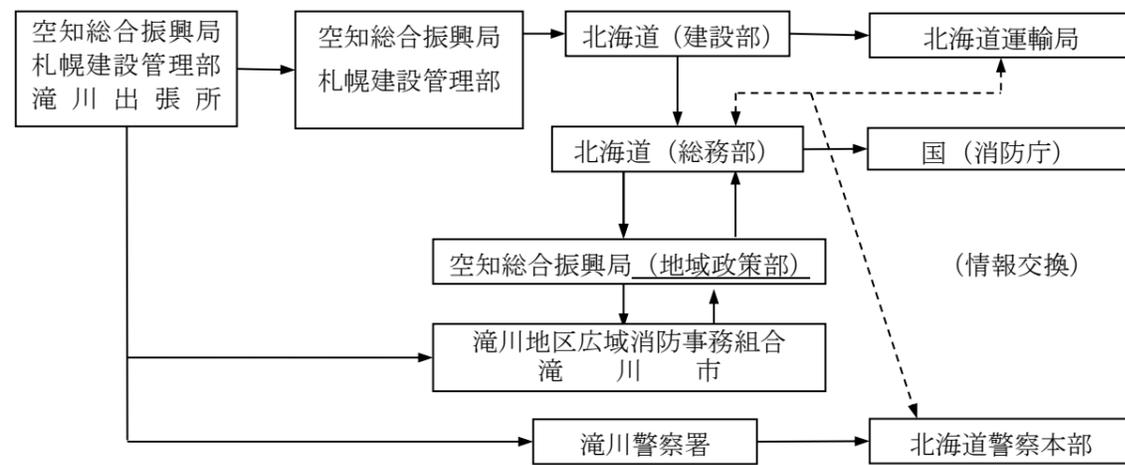
第2節 道路災害対策計画

2 災害応急対策

ア 国の管理する道路の場合



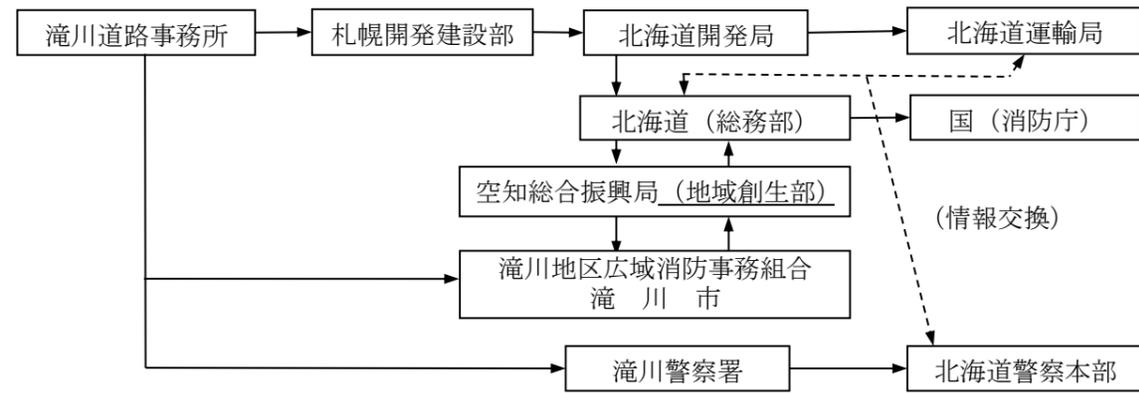
イ 道の管理する道路の場合



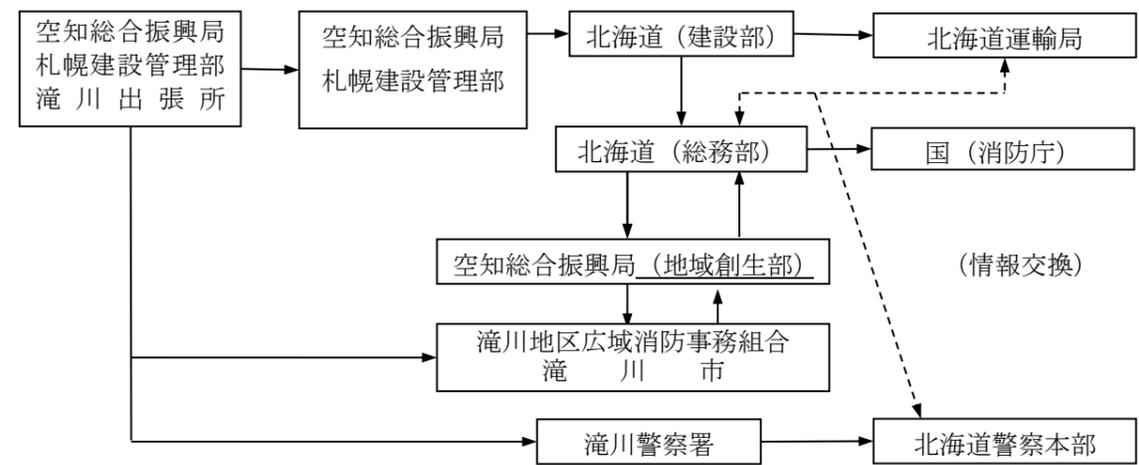
第2節 道路災害対策計画

2 災害応急対策

ア 国の管理する道路の場合

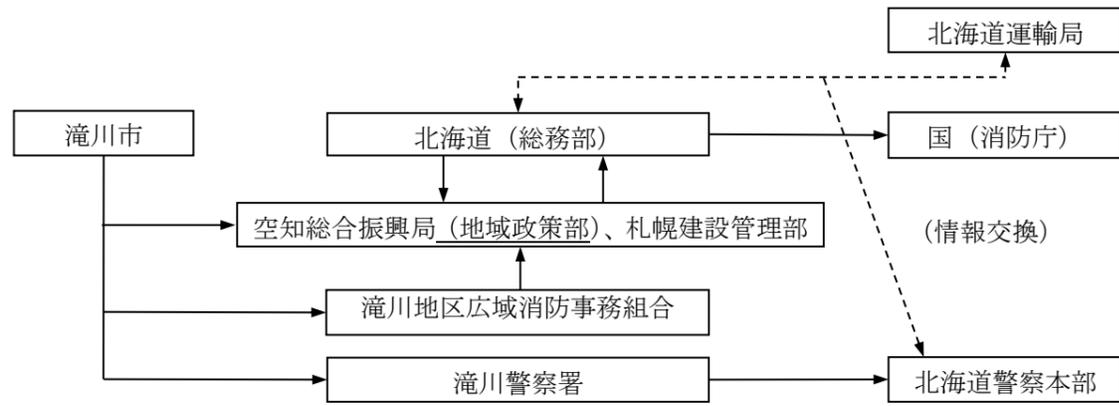


イ 道の管理する道路の場合

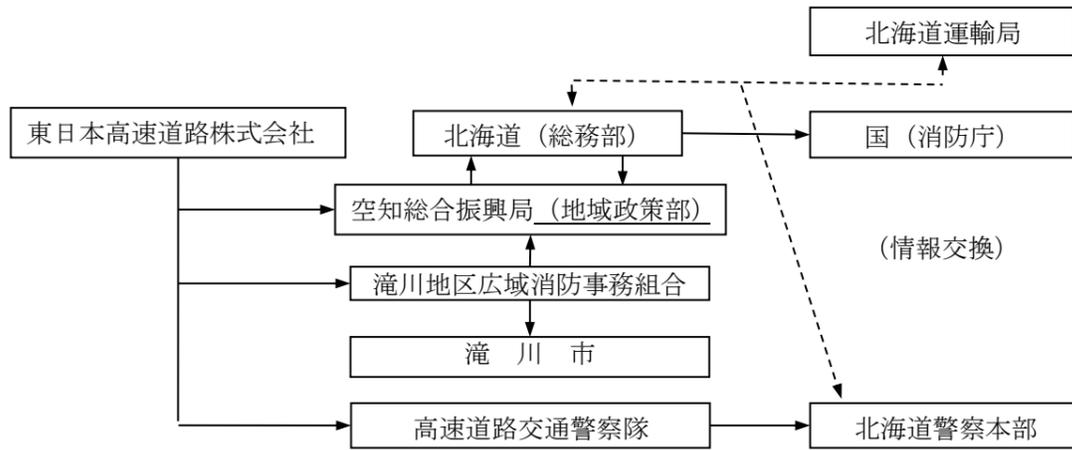


P192

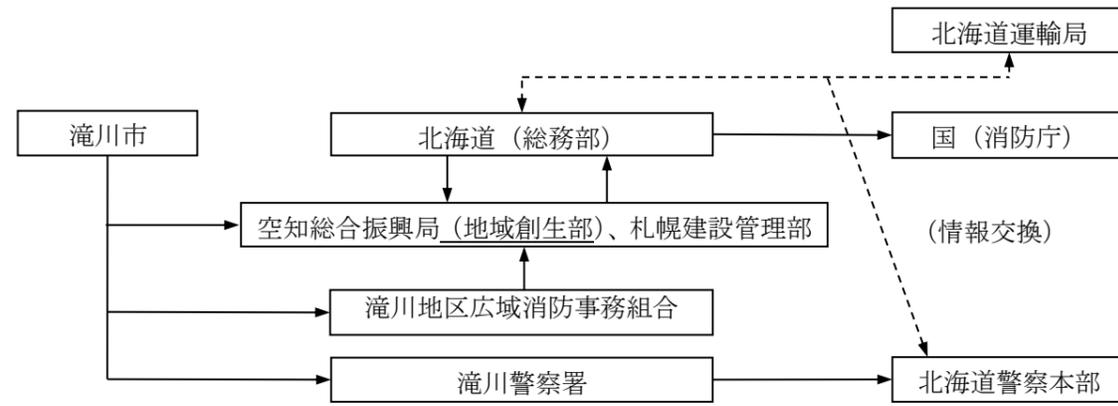
ウ 市の管理する道路の場合



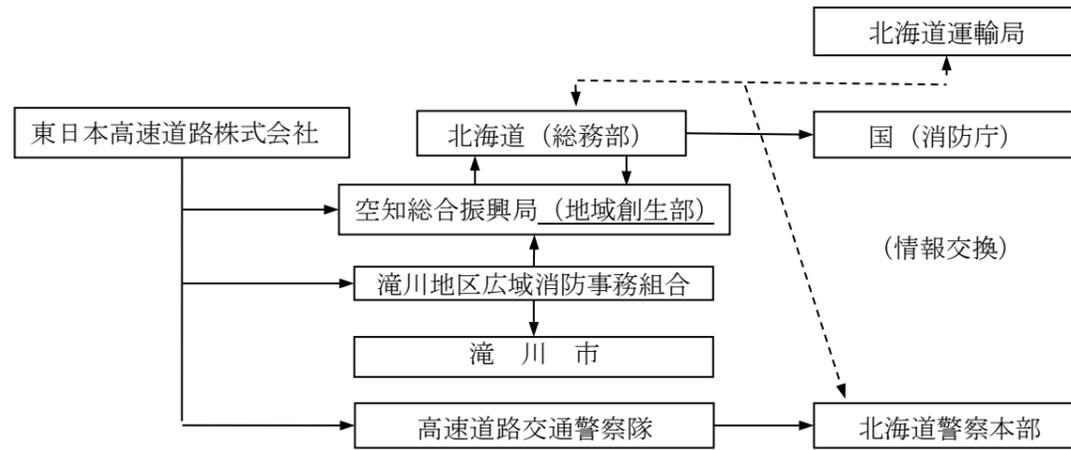
エ 高速自動車国道の場合



ウ 市の管理する道路の場合



エ 高速自動車国道の場合

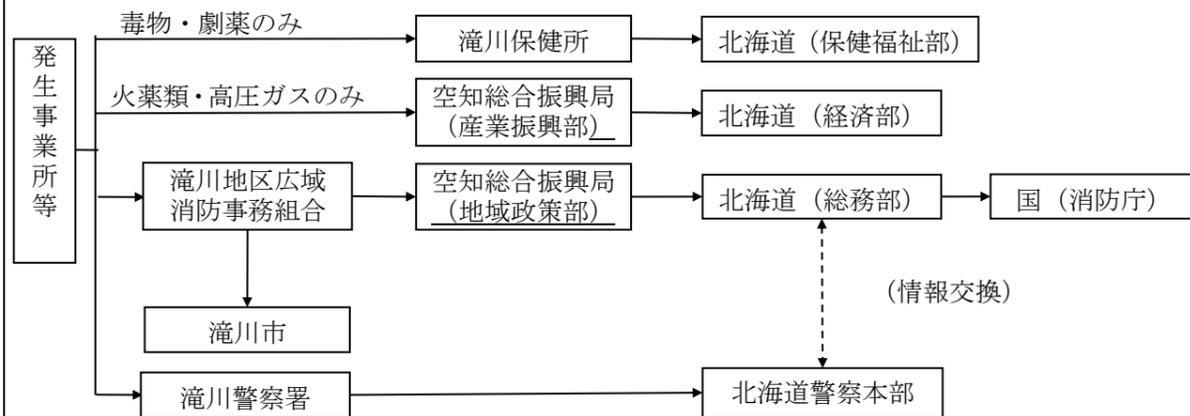


P193

第3節 危険物等災害対策計画

3 災害応急対策

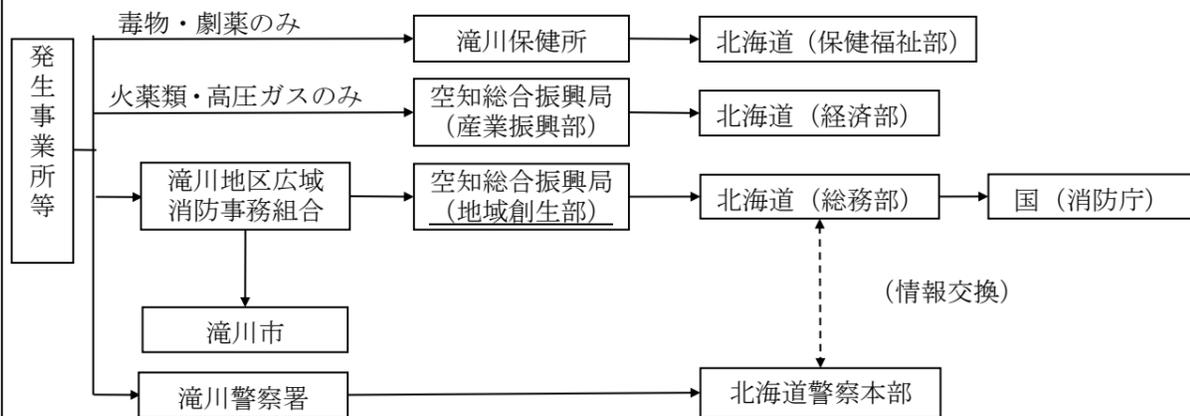
(1) 情報通信連絡系統
(略)



第3節 危険物等災害対策計画

3 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統
(略)



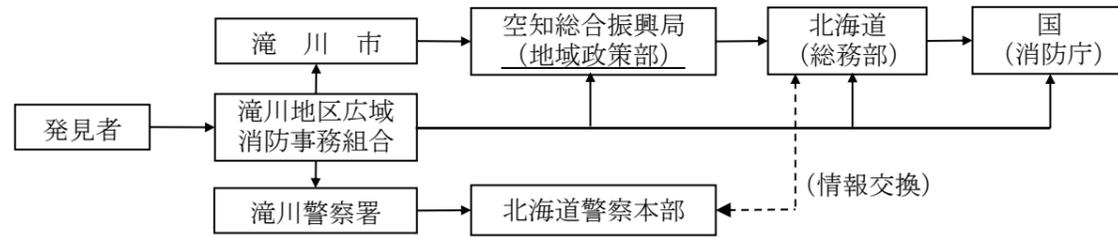
P197

第4節 大規模な火事災害対策計画

2 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

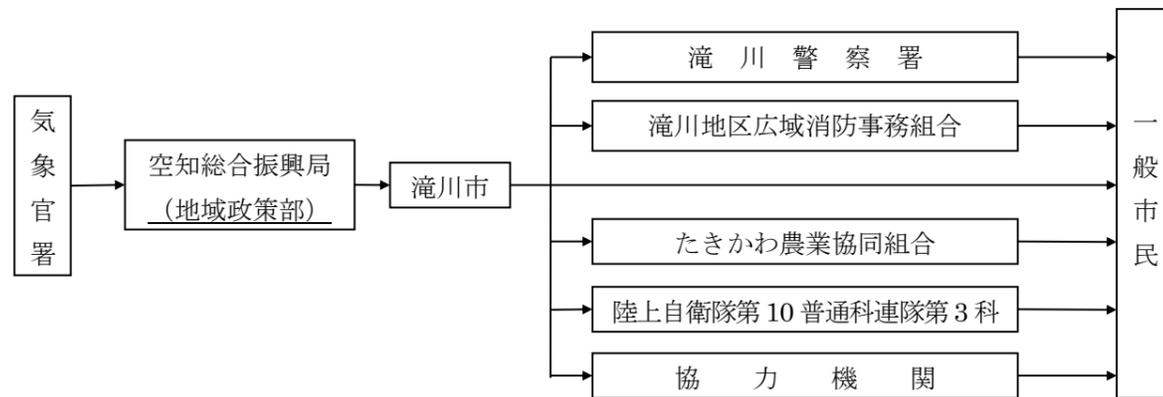
(略)



第5節 林野火災対策計画

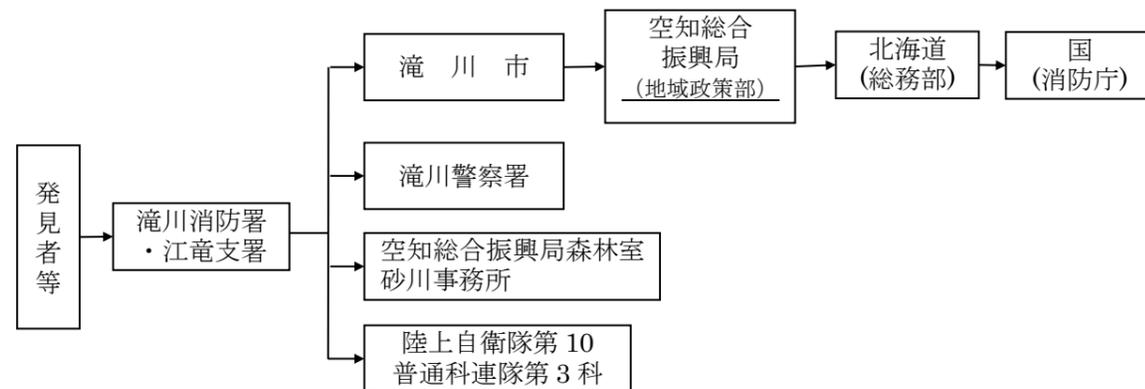
2 気象情報等連絡体制

(2) 林野火災気象伝達系統



4 応急対策

(1) 情報通信連絡系統

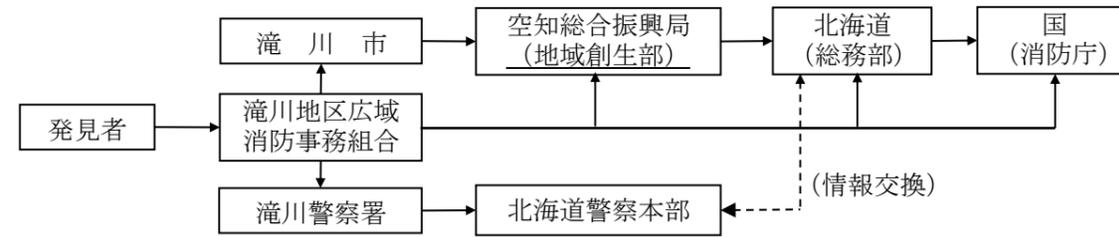


第4節 大規模な火事災害対策計画

2 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

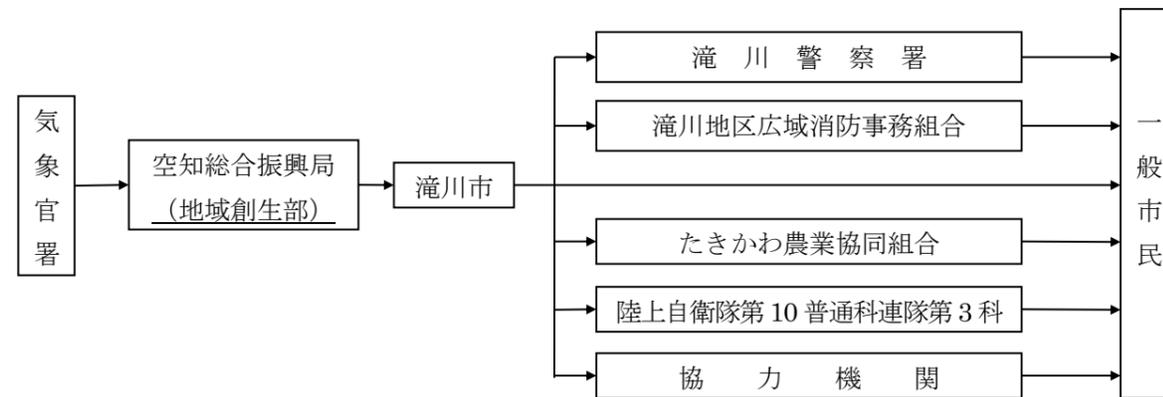
(略)



第5節 林野火災対策計画

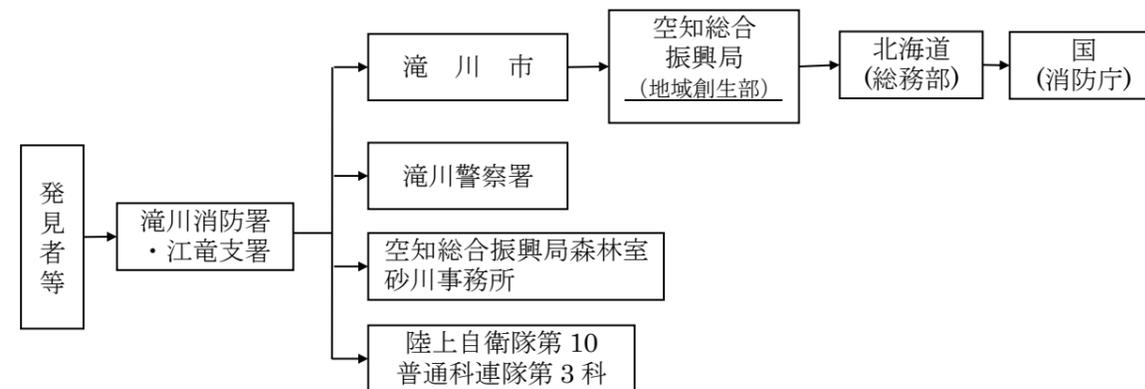
2 気象情報等連絡体制

(2) 林野火災気象伝達系統



4 応急対策

(1) 情報通信連絡系統



P199

P202

P203